

社会保障審議会統計分科会	資料2-7
令和4(2022)年10月5日	

令和5年患者調査 抽出手順 (案)

I 調査計画変更案

患者調査の調査計画 (変更案) (抜粋)

1 調査の名称
患者調査

2 調査の目的
この調査は、医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院及び診療所(同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。)をいう。以下同じ。)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

患者調査は、病院入院(奇数)票(別紙様式第1号)、病院外来(奇数)票(別紙様式第2号)、病院(偶数)票(別紙様式第3号)、一般診療所票(別紙様式第4号)、歯科診療所票(別紙様式第5号)、病院退院票(別紙様式第6号)及び一般診療所退院票(別紙様式第7号)により行う。

【病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、病院(偶数)票及び病院退院票】

病院

【一般診療所票及び一般診療所退院票】

一般診療所

【歯科診療所票】

歯科診療所

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

(略)

(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出(■全数階層あり) □有意抽出)

医療施設基本ファイルに基づき、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出する。なお、対象施設(病院)のうち一部は、同年に実施する受療行動調査の対象施設とする。

なお、標本設計の詳細については、別添「患者調査抽出要綱」及び「令和5年患者調査の標本設計の概要」を参照のこと。

(3) 報告義務者

医療施設の管理者

なお、調査票の提出方法については下記6(2)ア、調査票の提出期限については下記7(2)イ①のとおり。

(以下、省略)

II 抽出要綱変更案

患者調査抽出要綱（案）

1 抽出対象施設

令和5年患者調査では、利用可能な直近の医療施設基本ファイル（令和2年医療施設静態調査を令和5年2月末までの動態調査により更新したもの）から次の施設を除外して層化無作為抽出する。

- (1) 病院 1年未満休診、1年以上休診、休止中の病院
- (2) 一般診療所 1年未満休診、1年以上休診、休止中の一般診療所
相談・指導業務を主とする診療所
採血及び供血を主とする診療所
検診業務（集団・個人）を主とする診療所
検査業務を主とする診療所
- (3) 歯科診療所 1年未満休診、1年以上休診、休止中の歯科診療所
前回の令和2年調査で対象となった歯科診療所

2 抽出方法（割合及び施設数は令和2年調査の場合）

- (1) 病院（入院） 全国の約8／10（6,331施設）
二次医療圏別、病院の種類及び病床の規模別に抽出
 - 病院（外来） 全国の約4／10（3,400施設）
都道府県別、病院の種類及び病床の規模別に抽出
- ※ ただし、対象施設（病院）のうち一部は、同年に実施する受療行動調査の対象施設とし、残りを1（1）、2（1）及び3（1）により抽出する。

- (2) 一般診療所 全国の約6／100（6,000施設）
都道府県別、主たる診療科目及び病床の有無別に抽出
- (3) 歯科診療所 全国の約2／100（1,300施設）
都道府県別に抽出

3 層化基準

(1) 病院

◇ 二次医療圏、病院の種類及び病床規模

○ 病院の種類及び病床規模の基準

① 特定機能病院 (500床以上は全数)

- ①-1 400～499床
- ①-2 500～599床
- ①-3 600床以上

② 精神病床のみの病院（精神科病院） (500床以上は全数)

- ②-1 20～499床
- ②-2 500～599床
- ②-3 600床以上

③ 療養病床のみの病院 (500床以上は全数)

- ③-1 20～499床
- ③-2 500～599床
- ③-3 600床以上

④ 地域医療支援病院 (500床以上は全数)

- ④-1 20～499床
- ④-2 500～599床
- ④-3 600床以上

- ⑤ その他の病院 (500床以上は全数)
- ⑤-1 20～49床
 - ⑤-2 50～99床
 - ⑤-3 100～199床
 - ⑤-4 200～299床
 - ⑤-5 300～399床
 - ⑤-6 400～499床
 - ⑤-7 500～599床
 - ⑤-8 600床以上

(2) 一般診療所

◇ 都道府県、主たる診療科目及び病床の有無

○ 主たる診療科目及び病床の有無の基準

- ① 内科 (無床)
- ② " (療養病床を有する)
- ③ " (その他の病床を有する)
- ④ 小児科
- ⑤ 外科 (無床)
- ⑥ " (療養病床を有する)
- ⑦ " (その他の病床を有する)
- ⑧ 整形外科 (無床)
- ⑨ " (療養病床を有する)
- ⑩ " (その他の病床を有する)
- ⑪ 産婦人科
- ⑫ 眼科
- ⑬ 耳鼻いんこう科
- ⑭ 皮膚科
- ⑮ 精神科
- ⑯ その他の診療所 (無床)
- ⑰ " (療養病床を有する)
- ⑱ " (その他の病床を有する)

○ 主たる診療科目の分類 (番号は医療施設調査の主な診療科目の符号)

- | | |
|---------|--|
| 内科 | 01 内科、02 呼吸器内科、03 循環器内科、04 消化器内科、05 腎臓内科、06 脳神経内科、07 糖尿病内科、08 血液内科、10 アレルギー科、11 リウマチ科、12 感染症内科、15 心療内科 |
| 小児科 | 13 小児科 |
| 外科 | 16 外科、17 呼吸器外科、18 心臓血管外科、19 乳腺外科、20 気管食道外科、21 消化器外科、22 泌尿器科、23 肛門外科、24 脳神経外科、26 形成外科、27 美容外科、30 小児外科 |
| 整形外科 | 25 整形外科、34 リハビリテーション科 |
| 産婦人科 | 31 産婦人科、32 産科、33 婦人科 |
| 眼科 | 28 眼科 |
| 耳鼻いんこう科 | 29 耳鼻いんこう科 |
| 皮膚科 | 09 皮膚科 |
| 精神科 | 14 精神科 |
| その他の診療所 | 35 放射線科、36 麻酔科、37 病理診断科、38 臨床検査科、39 救急科、40 歯科、41 矯正歯科、42 小児歯科、43 歯科口腔外科、令和2年医療施設静態調査以降開設した施設 (※) |

(※) 抽出で用いる「主たる診療科目」は令和2年医療施設静態調査以降に開設した施設については把握していないことから、「その他の診療所」に区分している。

(3) 歯科診療所

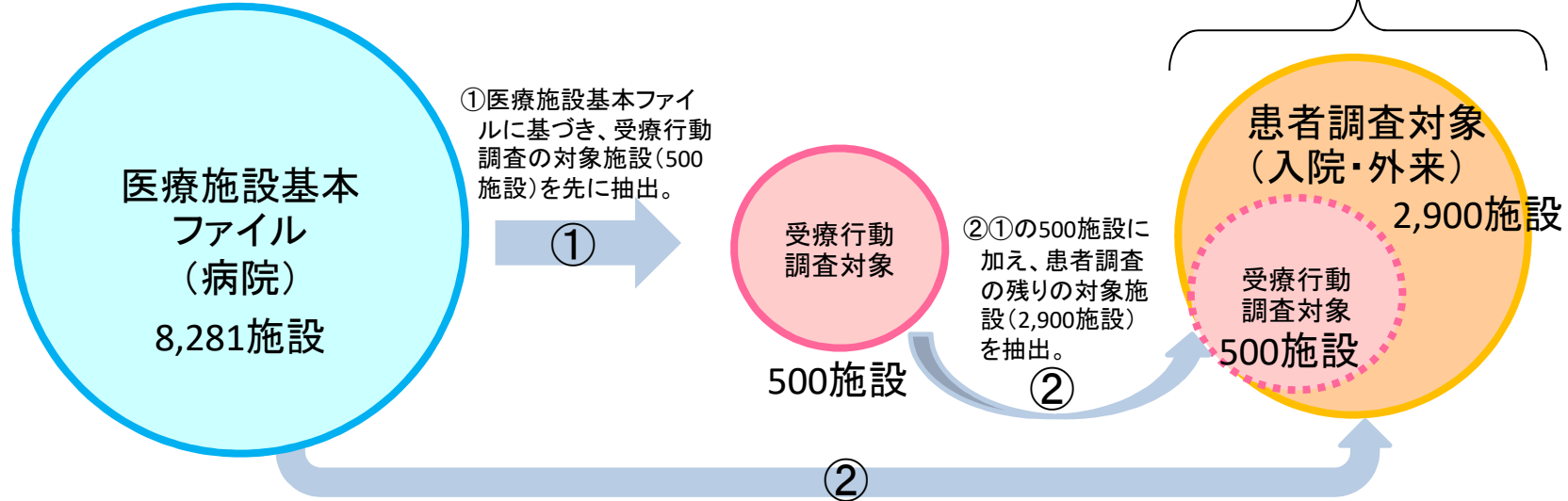
◇ 都道府県

患者調査及び受療行動調査の抽出手順(イメージ図)

参考

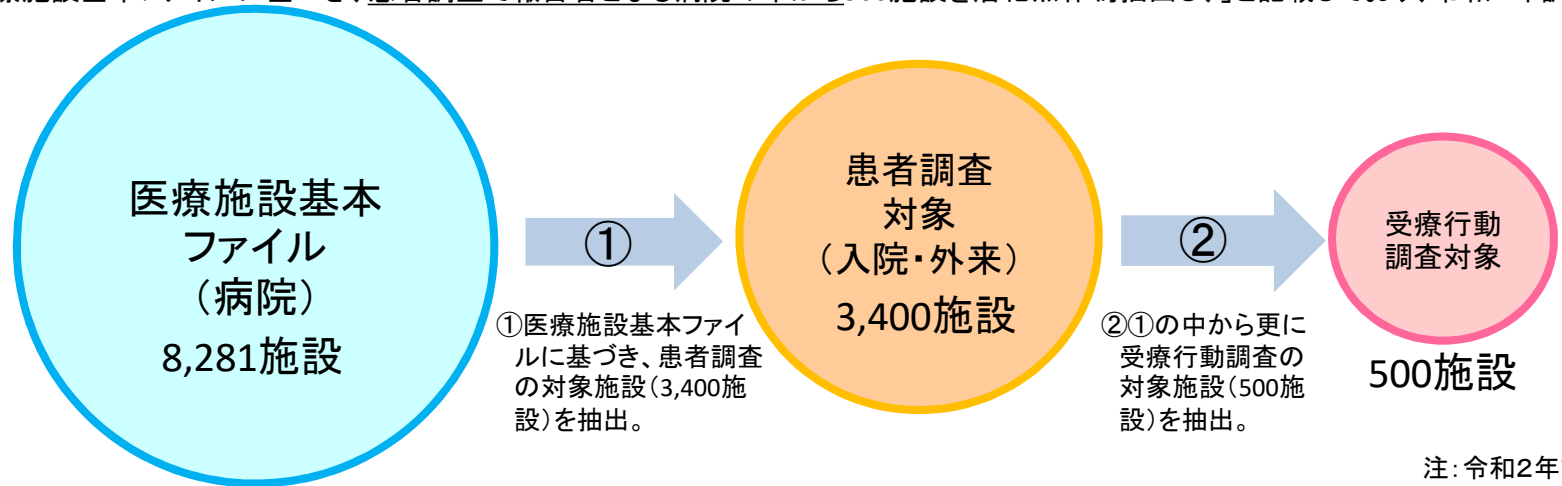
受療行動調査の抽出バイアスを考慮して先に抽出している。

実際の抽出方法



調査計画での抽出方法

現在の受療行動調査の調査計画では「医療施設基本ファイルに基づき、患者調査で報告者となる病院の中から500施設を層化無作為抽出し、」と記載しており、令和5年調査で変更予定。



注: 令和2年調査時の抽出施設数